

動産引渡請求事件に係る和解が成立

この度、市原市（原告）と市原市君塚在住の男性（被告）との間において係争中であった千葉地方裁判所令和2年（ワ）第166号動産引渡請求事件について、同裁判所提示の和解案にて和解が成立しました。

和解によって、資料が返却される1年後を目途に、稲荷台1号墳の整理報告作業を開始し、国重要文化財指定を目指すこととなります。

1. 要旨

本件の訴訟は、被告である昭和52年当時の発掘調査担当者に、平成2年10月に持ち去られた国分寺台地区の稲荷台1号墳から出土した遺物及び当該調査に伴う図面や写真等の記録類の返還を求めて、令和2年1月29日に千葉地方裁判所に提訴したものです。

2. 経過

令和元年 8月23日 占有移転禁止仮処分命令申立
11月5日 仮処分執行（87点中82点、2点は被告紛失）
令和2年 1月29日 提訴（令和2年（ワ）第166号動産引渡請求事件）
6月～令和4年4月 第1～15回期日 双方の意見提示と和解に向けた手続き
令和4年 6月30日 市議会で関連議案の議決
7月8日 第16回期日 和解成立

3. 和解条項（令和4年7月8日千葉地方裁判所作成）抜粋

被告は、原告に対し、本日から1年以内に、被告の有する稲荷台1号墳の遺物並びに本件古墳に関する写真及び図面等を交付する。

4. 和解の効果

和解することにより、和解日から1年以内に、稲荷台1号墳関係の対象遺物及び記録類（「図面・写真等」）が被告から原告に返還される見込みとなります。これにより、稲荷台1号墳の報告書作成作業が可能となり、「王賜」銘鉄剣の国重要文化財への指定要件である報告書刊行に向けた作業を、重点的に進めることができるようになります。

5. その他参考事項

「王賜」銘鉄剣は、わが国で製作された最古の銘文鉄剣です。これまでわが国で発見された銘文刀剣類は10例ありますが、「王賜」銘鉄剣以外、何れも国宝か重要文化財に指定されています。

国が考古資料等を重要文化財に指定する場合、文化庁調査官の指導の下、資料の具体的な内容と学術価値を示した学術報告書に基づく「選定一覧」に登録されている必要があります。

したがって「王賜」銘鉄剣の重文指定には、「稲荷台1号墳」の報告書作成が必須となります。

おうし めいてっけん
「王賜」銘鉄剣
平成28年5月 市原市指定



稲荷台1号墳
稲荷台通り



市原市稲荷台1号墳出土
「王賜」銘鉄剣



発掘調査当時 1977年





稲荷台1号墳記念広場

稲荷台1号墳（古墳時代中期）
直径27mの円墳。短甲、剣、鉄鏃、大刀、刀子など武器・武具を多く出土

銘文の意味

- 王賜□□敬□（安） 此廷□（刀）□□□。
- 王○○を賜う。敬（つつし）んで安んぜよ。この刀を帯びる者は●●●（吉祥句）。
- ※青銅器には古来中国の伝統として吉祥句を入れることが多かった。
- 日本最古の有銘鉄剣。
- 古墳の時期は、出土した遺物などから古墳時代中期（5世紀の中ごろ）
- 銘文の特徴としては、「王賜」の画線が他の文字よりも太く、文字間隔が大きい。また「王賜」の二字が裏面の文字より上位に配置されている。こうした書き方は、貴人に敬意を表す時に用いる擡頭法（たいとうほう）という書法。
- 房総半島の一角に本拠をもつ武人が畿内の「王」のもとに出仕して奉仕し、その功績によって銀象嵌の銘文を持つ鉄剣を下賜されたものと考え、銘文中の「王」を倭の五王のうちの「済（せい）」（允恭天皇）とする説が有力である。

